

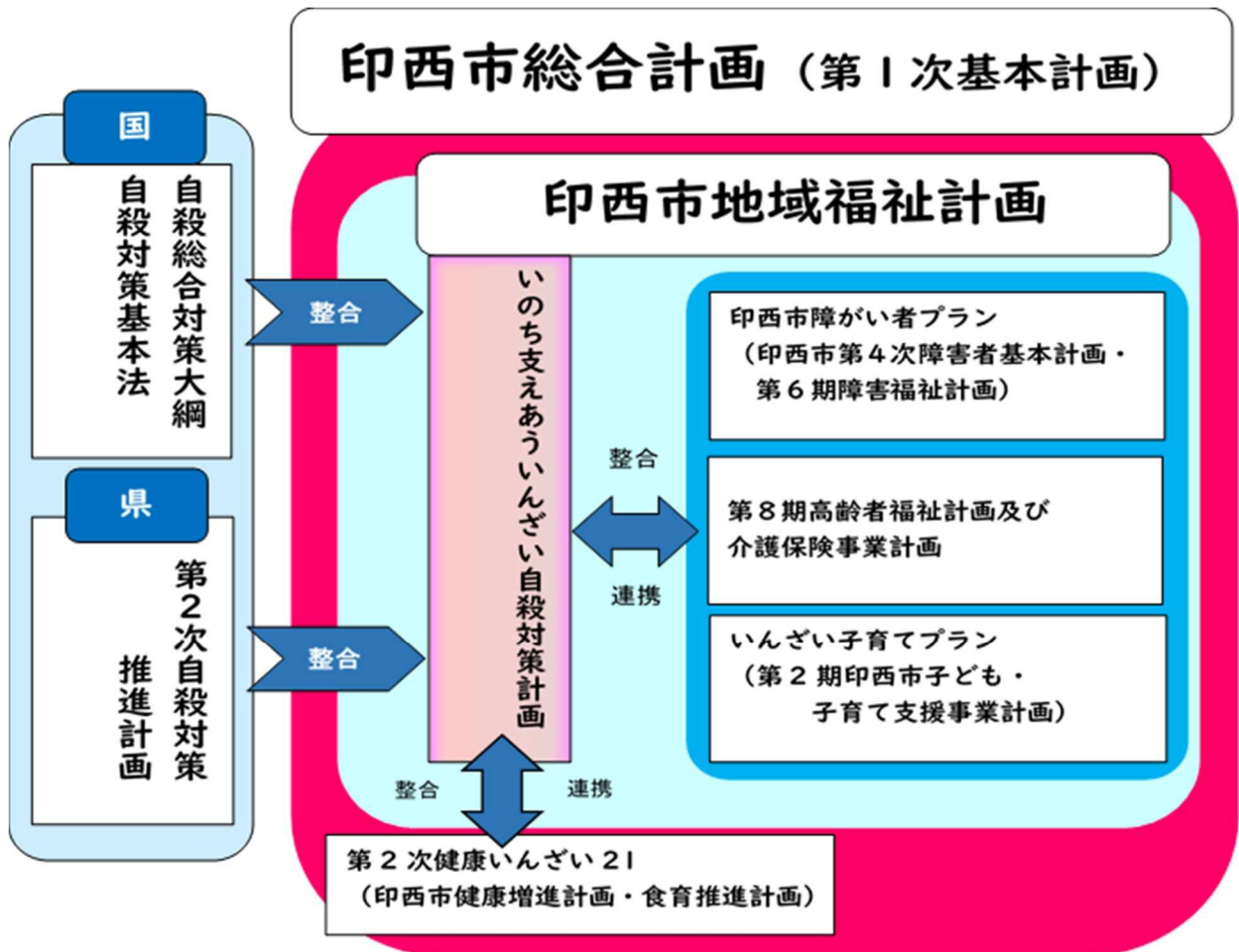
## いのち支えあういんざい自殺対策計画【概要】

### 1. 計画の位置づけ

2006 (H18) 年に「自殺対策基本法」(以下「基本法」という。)、2007 (H19) 年に「自殺総合対策大綱」(以下「大綱」という。)が策定され、国を挙げて自殺対策が総合的に推進されました。その後、2016 (H28) 年には、より一層対策を強化するため、基本法が改正され、すべての市町村に自殺対策計画の策定が義務づけ(基本法第 13 条第 2 項)られ、本市においては、令和 3 年に 2021 (R3) ~2025 (R7) 年度の 5 年間として、「いのち支えあういんざい自殺対策計画」(以下「印西市自殺対策計画」という。)を策定しました。

そのため、国が策定した「大綱」、千葉県「第 2 次千葉県自殺対策推進計画」及び、印西市の最上位計画である「印西市総合計画(第 1 次基本計画)」個別分野別計画として、関連するその他の計画との整合性を図りながら進めています。

図 1 <印西市自殺対策計画の位置づけ>



### 2. 本市における課題

- ◆中高年層の課題 (50 歳代の男性の有職者の自殺者が多い) →重点施策へ
- ◆子育て世代の課題 (30 歳代は男女ともに自殺者の割合が多い)

### 3. 基本理念

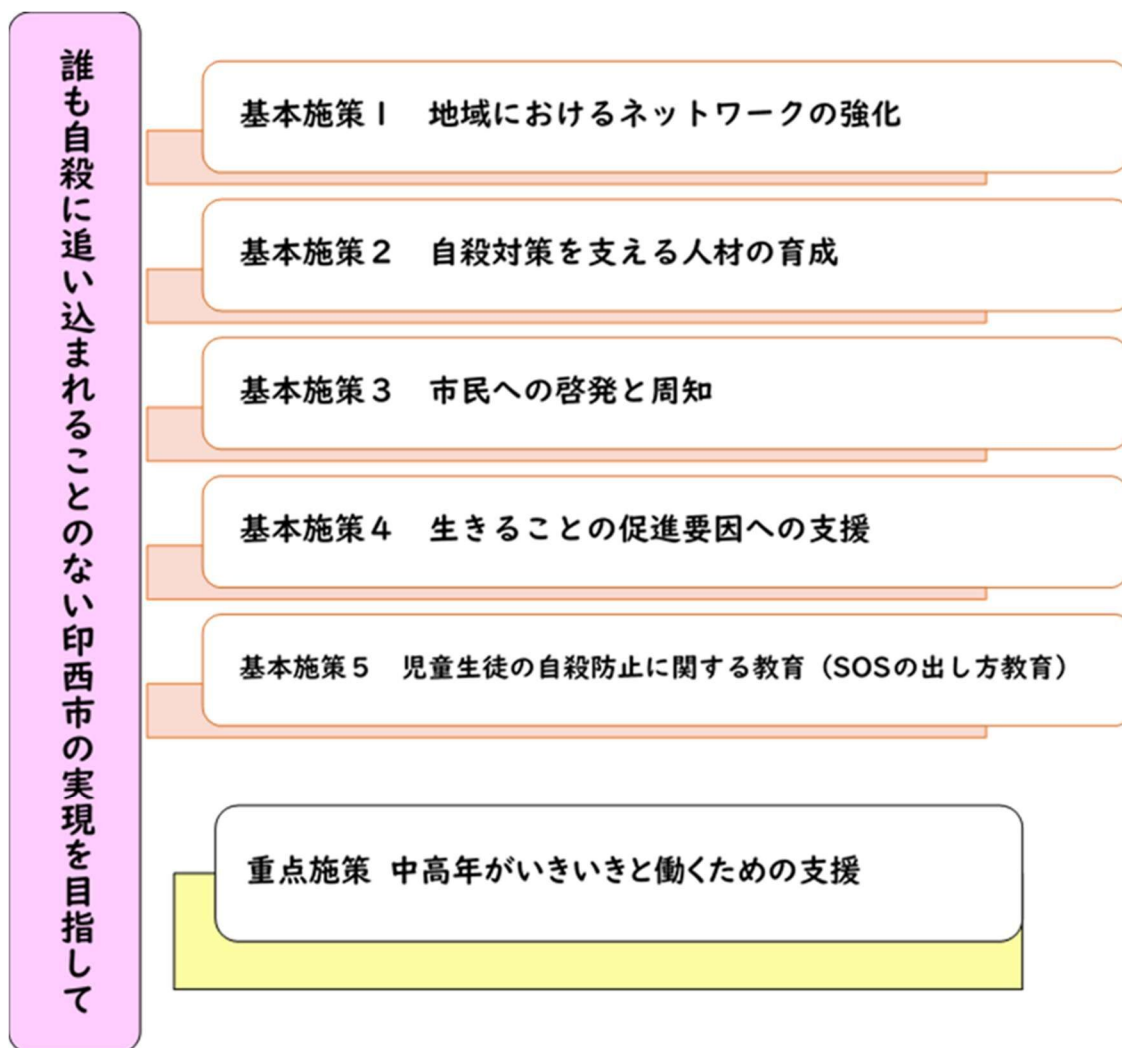
「印西市基本構想」における将来都市像、上位計画である「印西市第1次基本計画」及び「第4次地域福祉計画」の基本理念を踏まえるとともに、近年の自殺対策施策にかかわる考え方を盛り込んで設定し、全ての人が、かけがえのない個人として尊重される社会、誰も自殺に追い込まれることのない市の実現を目指します。

### 4. 基本方針

- ◆ 生きることの包括的な支援として推進する
- ◆ 関連施策との有機的な連携を強化して総合的な対策を展開する
- ◆ 対応の段階に応じてレベルごとの対策を推進する
- ◆ 実践と啓発を両輪として推進する
- ◆ 関係機関の役割の明確化と関係者による連携・協働を推進する

### 5. 基本施策

図2 <自殺対策計画の体系>



## 6. 主な取り組み

下記図3は、自殺の危機要因に対応した本市が行う取り組みについてまとめたものです。また、自殺予防の土台づくりについても関係機関が連携・協働して対策を総合的に推進していきます。

図3 <各課の対策と予防の土台づくり>

